

役員及び評議員の報酬に関する規程

社会福祉法人 白 川 学 園

社会福祉法人白川学園 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 白川学園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(支払額)

第3条 前条に定める報酬

1. 評議員の報酬

評議員会への出席 日額 5,000円

2. 理事の報酬

理事会への出席 日額 5,000円

3. 監事の報酬

監事監査等への出席 日額 5,000円

理事会、評議員会への出席 日額 5,000円

その他法人及び施設業務への出席 日額 5,000円

但し、各年の総額が、評議員 100,000円、役員 200,000円を超えない範囲とする。

(支給の形態)

第4条 報酬等は、通貨を持って本人に支払うものとする。本法人以外の者から前条に定める定額以上の額の支給を受けたときは、支給しない。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改案)

第6条 この規程の改案は、評議員会の決議によって行う。